

## 出席者の申込等について

### 1. 参加対象者

#### (1) 公立学校関係

- ア 各都道府県・指定都市教育委員会の生徒指導担当指導主事（児童生徒の自殺予防を担当する指導主事が別にある場合は当該指導主事）
- イ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会の研修担当指導主事・研修主事等
- ウ 市区町村等教育委員会の生徒指導担当指導主事、研修担当の指導主事・研修主事等
- エ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の教職員

※1 本会議の内容については、校長会や各種連絡会議の場を設けるなどにより、域内の全ての学校の教職員に確実に伝達していただくようお願いいたします。また、参加者の方にも、その旨を伝達願います。

※2 都道府県・指定都市教育委員会ごとに、生徒指導担当指導主事並びに校長、副校長及び教頭等を含め、合計10名程度の参加をお願いします。

なお、開催地の教育委員会は、会場の定員の半分程度まで参加が可能です。

#### (2) 私立学校関係

- ア 各都道府県私立学校主管課の担当者
- イ 私立学校の教職員

#### (3) 附属学校を置く国立大学・公立大学関係

- ア 附属学校を置く各国立大学法人・公立大学法人担当課の担当者
- イ 附属学校の教職員

#### (4) 株式会社立学校関係（学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課が取りまとめる。）

- ア 学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課の担当者
- イ 学校設置会社が設置する学校の教職員

#### (5) 首長部局関係

各都道府県・指定都市の青少年担当部局等、自殺予防を担当する部局の担当者

#### (6) 高等専門学校関係

各高等専門学校の担当者

### 2. 申込手続

申し込みの希望がある場合には、上記1. 参加対象者（1）～（6）の担当課等別に取りまとめた上で、各都道府県教育委員会に申し出し、各都道府県教育委員会において別紙様式に出席者を取りまとめ、当該する会場の担当者まで必ず申込期間内に電子メールにて提出をお願いします（別表参照）。その際、申込人数に調整が必要な場合には、関係課等と連携を図り、決定してください。別表にはブロック毎の都道府県の定員を示しています（※青少年担当部局等、自殺予防を担当する部局の担当者が参加を希望する際は、同様に取りまとめをお願いします。）。

### 3. 参加定員の割り当て

開催地である教育委員会に会場の定員の半分を割り当て、残りの定員は、各ブロックに属する都道府県に割り振ります。（※今年度は、他ブロックへの参加は認めない。）